

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情 3 第 2 6 号	受理年月日	令和 3 年 8 月 3 0 日
件 名	目黒区立ひもんや保育園の民営化計画の内容変更を求める陳情書		

【陳情の趣旨】

私たちは区立ひもんや保育園の 0、1 歳児クラス在園児を中心とした保護者です。子どもにとって最善の保育環境を求めるために多数の保育園を見学したり、調整指数が足りず一定期間認可外保育施設を利用したりしたうえで、本年 4 月によろやくひもんや保育園に入園できました。ところが入園からわずか 2 週間後の 4 月 15 日、区が発表した区立保育園の民営化に関する計画素案により、ひもんや保育園が民営化の対象園となること、さらに 0、1 歳児クラスの子どもたちがひもんや保育園で卒園できないということを知り、大変ショックを受けました。

7 月 6 日に、全三回中、一回目のひもんや保育園保護者向け説明会が開かれました。しかし「説明会」とは名ばかりで、区の担当者が素案の一部内容をそのまま読み上げただけでした。20 人超の保護者が参加し、13 の質問が出ましたが、開催時間は 1 時間（うち質疑応答は 45 分間）と、十分な時間は確保されていませんでした。

保護者からの質問に対しても、区から、十分かつ合理的な説明がされたとは言えません。例えば、ひもんや保育園の民営化時期を中町保育園と同じ時期に後ろ倒しできない（令和 6 年度末に廃園しなければならない）理由、区が解決すべき課題として「施設の老朽化」を挙げているにもかかわらず、平成 29 年の目黒区有施設見直し計画で老朽化が指摘されていた第三ひもんや保育園ではなく、ひもんや保育園を先に廃園して建て替える理由などについて、形式的かつ抽象的な説明がされたのみで、納得できる回答は得られませんでした。素案によると、年長または年中という時期に転園をすることで、入園から長い時間をかけて信頼関係を築いてきた保育士や慣れ親しんだ園舎を離れ、新しい環境で、新しい集団との生活を余儀なくされる等、子どもたちの成長発達に大きな影響が及ぶことが懸念されます。しかし担当者は「区立園（転園先の第三ひもんや保育園）で卒園できることを考慮した」と繰り返すのみで、子どもたちへの悪影響を軽減するために、具体的にどのような取り組みを予定しているかについての説明は全くありませんでした。

説明会当日は、予定時刻終了時点で、多数の参加者が質問を希望していたにもかかわらず、質疑応答が容赦なく打ち切られました。一部保護者は「対話」を実現するため、対面での追加の説明会の開催を求めましたが、担当者は、メールで追加質問を受け付けることを一方的に提案しました。追加の対面での説明会については「柔軟に対応する」（その後配布された追加の質問への回答より）としながら今日に至るまで、明確な回答がありません。

説明会後、区は、メールで寄せられた追加質問 44 件に対して回答したものの、説明会と同様の弁明を繰り返すばかりで、十分かつ合理的な回答があったとは言えません。一部の質問については、回答自体がされていません。保護者からは「6 年間通わせる予定で家を買ひ、やっとの思いで区立ひもんや保育園に入園させること

ができた。民営化の中止・延期を求めたい」「交通量の多い朝、目黒通りの交差点を親子で待つのは危険」「（転園は）園児の心身に大きな影響を与える」と切実な思い、不安の声が多く寄せられています。

第二回、三回説明会は9月15日、25日に予定されていますが、基本的には第一回説明会に参加していない保護者を対象としており、さらに多くの質問・意見が上がってくることが予想されます。第一回説明会の結果を見ても、保護者の不安が軽減・払拭されるような説明がなされるとは到底思えません。

素案に沿って来年度からひもんや保育園と第三ひもんや保育園の定員を縮小するためには、遅くとも本年10～11月には計画決定のうえ、来年度の保育施設利用案内に反映させる必要があります。ひもんや保育園をはじめとする対象保育園での説明会を終えてから、素案を計画案にまとめるまでの期間があまりに短く、保護者の質問・要望を踏まえて、計画案を策定するつもりがあるのか疑問が残ります。

8月27～29日にかけてひもんや保育園0、1歳児クラスの全保護者31人を対象に実施したアンケート（有効回答数29）によると、29人全員が「現行の民営化計画に反対」としています。第一回の説明会に参加した11人中、83%が「説明に納得できず、民営化がより不安になった」、17%が「説明会以前と気持ちに変化はない」と回答。「不安が軽減・払拭された」と答えた人はゼロでした。また、徒歩での平均通園時間（片道）は第三ひもんや保育園への転園で8.0分から19.9分に延びることが分かり、保護者・子どもの負担の増大が避けられません。

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第5条では、保育の提供を開始する際、民営化などの重要事項はあらかじめ書面で説明し、利用者から同意を得ること等を義務付けています。「計画素案は3月終わりに内部での意思決定をした」（区の担当者）ことを踏まえると、令和3年度の新入園児が保育所の利用を開始した4月1日より前に、「ひもんや保育園を民営化の対象とする」「在園中に転園を伴う統合をする」という2点を含む素案の内容がほぼ確定していたと推察されます。区は条例第5条に準じて、これらの点を速やかに保護者に説明するべきだったのではないのでしょうか。なお、保護者が区と締結した利用契約書第4条（保育の場所）において、「児童が入所する保育所は、ひもんや保育園」と規定されており、第3条（契約期間）も踏まえ、私たちは当然、「支給認定証の有効期間」が満了する就学前の3月末までひもんや保育園で保育を受けられると考え、これを前提に入所を決めました。

区の担当者は、「利用契約時に示せる内容はなかった」と弁明していますが、そうであるならば「転園」という保育所の選択において極めて重要な要素を含む施策については、事前に利用者に対して十分な説明ができないと分かった時点で、計画を凍結・延期するべきです。今回のように、利用開始直後の2週間足らずで各段階の最終決裁を立て続けに行った上で素案を公表するという進め方は、園児と保護者の立場や負担に全く配慮しておらず、規定方針に従って民営化を進めるという区の事情のみを優先した不誠実な対応と言わざるを得ません。

上記の理由から、民営化計画について事前に知らされることなく入園したひもんや保育園の0、1歳児クラスの在園児に影響がでないスケジュールにするために2年間は計画を後ろ倒しにするなど、計画内容の変更を陳情します。6月23

日に行われた文教・子ども委員会での答弁中、区の子育て支援部長が「保護者一人ひとり様々な事情があるため、対話をするなかで、十分ご意見をいただき、柔軟な対応を取っていきたい」と述べました。素案に明示されている「子どもの最善の利益が図られる」よう、保護者の声を十分に聞きながら、在園児ならびに保護者に寄り添い、丁寧な計画策定を行うよう区に働きかけてください。

【陳情事項】

下記の事項について、議会から区に対して働きかけてください。

民営化計画について事前に知らされることなく入園したひもんや保育園の0、1歳児クラスの在園児に影響がでないように、民営化計画の内容を変更してください。